

輸送の安全に関する取り組み

当社では、輸送の安全を確保するため、全社員が一丸となって以下のとおり取り組んでおります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標、達成状況および事故統計

(1) 2019年度

前年度実績をもとに月毎の減件目標を設定。安全重点施策の理解度・浸透度を深め事故防止に取り組む。

| 項目 | 目標 | 実績 |
|---------------------|-------|-----|
| 有責事故 | 45件以下 | 55件 |
| うち重大事故 | 0件 | 3件 |
| うち車内人身事故 | 0件 | 4件 |
| 自動車事故報告規則第2条に規定する事故 | 運転事故 | 3件 |
| | 車両故障 | 3件 |

(2) 2020年度

前年度実績をもとに月毎の減件目標を設定。安全重点施策の理解度・浸透度を深め事故防止に取り組む。

| 項目 | 目標 | 備考 |
|----------|-------|----|
| 有責事故 | 45件以下 | |
| うち重大事故 | 0件 | |
| うち車内人身事故 | 0件 | |
| うち構内事故 | 0件 | |

3. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

(1) 事故防止対策

①対策の徹底

- ・交差点右左折時において指定箇所では一旦停止、その他では時速10km未満での通過
- ・自転車事故防止3原則の徹底
- ・車庫、休憩所内で運転席を離れる場合の輪留めの徹底
- ・全車両にスタッドレスタイヤを装着
- ・起終点及び危険箇所並びに交差点指定箇所における街頭査察の実施
- ・お客様向け車内事故防止啓蒙活動（ゆとり乗降のお願い）
- ・外部監査員及び旅客モニター制度における安全意識、接客接遇の評価
- ・事故、ヒヤリ・ハット映像の有効活用
- ・自動車教習所における実技研修の実施

- ・小学生向け交通安全教室の開催
- ・座学研修の増回、増強
- ・ゆとりダイヤの設定
- ・安全重点施策の携行カード化（社員全員への配布及び携行義務付けと点呼時の確認）

②運行管理の徹底

- ・安全運動の実施（全国交通安全運動、輸送安全総点検等）
- ・本社役職員による定期的な始業及び終業点呼等実施状況の確認
- ・運行管理者から乗務員への指導監督の指針に基づく指導教育の強化

③健康管理対策

- ・高年齢乗務員に対する脳MRI検査の受診
- ・S A S（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査の実施
- ・定期健康診断の実施（年2回）
- ・規制薬物検査の実施

(2) 情報の交換、共有

① 社外との対応

- ・新京成電鉄およびグループ会社間での緊密な情報交換、定例会議の実施（月1回）
- ・京成バス・グループ人身事故対策会議の実施（年2回）
- ・（株）京成保険コンサルティング主催の自動車事故撲滅セミナーへの参加
- ・道路管理者および所轄警察署に対するバス走行環境改善要望

②社内での対応

- ・社長以下管理職の営業車および教習車への添乗による安全意識、接客接遇指導
- ・自社の事故事例に基づく内容分析、再発防止策を討議する社長以下管理職、従事員代表者で構成する事故防止対策委員会の開催（月1回）
- ・輸送の安全強化を図るため本社部門及び現業部門の情報を共有する営業所会議の開催（月1回）
- ・乗務員からのヒヤリハットや危険箇所等の情報、京成バス・グループで発生した事故の情報共有や社内掲示、運輸安全メールマガジン等の事故事例の社内掲示

(3) 輸送の安全に関する予算等の実績額

（単位：千円）

| 項目 | 2019年度 予算額 | 2019年度 実績額 | 備考 |
|------------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 車両新造・安全装置等に関する費用 | 304,250 | 339,867 | 車両代替、高速車新造増車 電子点呼システム導入等 |
| 車両維持補修費用 | 94,942 | 73,664 | スタッドレスタイヤ等 |
| 安全研修に関する費用 | 2,400 | 2,302 | お客様対応期間集中型研修 自動車教習所実技研修等 |
| 健康管理に関する費用 | 3,140 | 2,813 | 定期健康診断・脳MRI検診 |
| 合計 | 404,732 | 418,646 | |

4. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

輸送の安全に関する組織体制は安全管理規程の中で定め、それぞれの役割を明確にしております。
なお、事故・災害等が発生したときの報告連絡体制は、下記の通りです。

乗務員→運行管理者→統括運行管理者→営業所長→課長→部長（安全統括管理者）→社長

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 乗務員

- ・ 新人乗務員育成研修
- ・ 入社3年未満の準社員乗務員に対するフォローアップ研修
- ・ 飲酒運転防止インストラクターによる研修
- ・ 適性診断の受診およびドライブレコーダー映像、回送車を用いた集合研修
- ・ 自動車教習所における各種の実技研修
(運転者全員、初任・高齢者・事故惹起者、大型ステップアップ、高速バス等)
- ・ 有責事故惹起者および外部監査員、旅客モニター添乗結果に基づく個人指導
- ・ 経営トップ、安全統括管理者による添乗結果に基づく個人指導
- ・ 指導監督の指針に関する定期教育(1人当たり毎月1回受講)

(2) 非乗務員(事務部門、運行管理者等)

- ・ 運輸安全マネジメント及び輸送の安全に関する内部及び外部講習(国、NASVA等)
- ・ 運行管理者一般講習
- ・ 自動車教習所における実技研修(運行管理者向け)
- ・ 飲酒運転防止インストラクター資格取得研修
- ・ 新京成電鉄等が主催する安全講演会、バスジャック対応訓練等への参加
- ・ 経営トップ、安全統括管理者による法令研修等(本課・営業所管理職向け)

6. 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置

自己チェックリストによる自主点検の実施

(2019年度に実施した組織体制の変更により運輸安全マネジメント制度に則った2020年度以降の内部監査の実施体制を構築中)

7. 安全統括管理者

取締役営業部長 中嶋 貞治

8. 行政処分

- | | |
|------------|--|
| (1) ①行政処分日 | 2019年5月14日 |
| ②処分内容 | 輸送施設の使用停止30日車 |
| ③主な違反事項 | ・ 道路運送法第13条 運送引受義務違反 法定の除外事由がないにもかかわらず、運送の引き受けを拒絶したこと(車いすのお客様等への不適切な対応) |
| ④改善状況等 | ・ 再発防止のための全社員対象の再教育の実施 ・ 運転者への教育内容の実施状況についての査察を継続 ・ サービス介助基礎研修の受講 |

9. 安全管理規定

安全管理規程 (PDF)